

矢作川沿岸地区 河川協議資料検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、矢作川農業水利事業及び矢作川総合土地改良事業における河川法第 23 条の変更河川協議資料の整理、矢作古川の水収支計算等を行うものである。															
(場 所) 第 1－3 条	本業務の対象とする場所は、愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡幸田町地内であり、図面に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第 1－4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第 1－5 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。															
(管理技術者) 第 1－6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書															

項 目	内 容	備 考																					
(保険加入) 第 1－9 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																						
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																						
	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																						
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(社) 農業土木事業協会</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」</td><td>農林水産省農村振興局事務連絡</td></tr><tr><td>3</td><td>農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td></tr><tr><td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)</td><td>農林水産省農村振興局</td></tr><tr><td>5</td><td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)</td><td>農林水産省農村振興局</td></tr><tr><td>6</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡	3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版	農林水産省農村振興局整備部設計課	4	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)	農林水産省農村振興局	5	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)	農林水産省農村振興局	6	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	
	番号	名 称	発行所																				
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会																					
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡																					
3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版	農林水産省農村振興局整備部設計課																					
4	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)	農林水産省農村振興局																					
5	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)	農林水産省農村振興局																					
6	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																					
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。																						
(参考図書) 第 2－3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。																						

項 目	内 容	備 考																								
(貸与資料等) 第 2－4 条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現況関係 資料</td><td>事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>矢作川農業水利事業地区水利使用協議書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営矢作川総合土地改良事業河川協議書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="3">報告書</td><td>令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 受益面積調査ほか業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料作成業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料等整理業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td><td>国営矢作川農業水利事業水収支計算プログラム</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>発注者と河川管理者との打合せ記録簿・打合せ資料</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係 資料	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式	矢作川農業水利事業地区水利使用協議書	1 式	国営矢作川総合土地改良事業河川協議書	1 式	報告書	令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 受益面積調査ほか業務	1 式	令和 6 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料作成業務	1 式	令和 7 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料等整理業務	1 式	その他	国営矢作川農業水利事業水収支計算プログラム	1 式	発注者と河川管理者との打合せ記録簿・打合せ資料	1 式	その他必要資料	1 式	
分 類	貸与資料	数量																								
現況関係 資料	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式																								
	矢作川農業水利事業地区水利使用協議書	1 式																								
	国営矢作川総合土地改良事業河川協議書	1 式																								
報告書	令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 受益面積調査ほか業務	1 式																								
	令和 6 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料作成業務	1 式																								
	令和 7 年度 矢作川沿岸地区河川協議資料等整理業務	1 式																								
その他	国営矢作川農業水利事業水収支計算プログラム	1 式																								
	発注者と河川管理者との打合せ記録簿・打合せ資料	1 式																								
	その他必要資料	1 式																								
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2－5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																									
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「別紙：作業項目内訳表」に示すとおりである。																									
(作業の留意点) 第 3－2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。																									

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（矢作川農業水利事業及び矢作川総合土地改良事業における水収支計算の実施段階） 第3回 中間打合せ（矢作古川の古川頭首工地点流量の検討段階） 第4回 中間打合せ（矢作古川の水収支計算の実施段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他	
第7章 業務スライド (業務スライド) 第7－1条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙：作業項目内訳表)

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 河川協議資料の整理			
2-1. 矢作川農業水利事業における河川協議書の修正	過年度業務で作成した矢作川農業水利事業における河川法第 23 条変更協議に係る河川協議書について、別紙-1 河川協議状況資料を基に河川協議書の修正を行う。	1 式	
2-2. 矢作川農業水利事業における水収支計算の実施	矢作川第二地区における計画基準年 (S22 年) から至近年 (R6 年) までの水収支計算を実施し、羽布ダム貯留量等の計算結果をグラフ等により整理する。 利用する用水諸元は、過年度業務にて整理した用水諸元とする。	1 式	
2-3. 矢作川総合土地改良事業における水収支計算の実施	矢作川総合地区 (北部地域・南部地域) における計画基準年 (S24 年) から至近年 (R6 年) までの水収支計算を実施し、北部地域及び南部地域の矢作ダム依存量等の計算結果をグラフ等により整理する。 利用する用水諸元は、過年度業務にて整理した用水諸元とする。	1 式	
2-4. 河川協議書添付図面の修正	矢作川農業水利事業及び矢作川総合土地改良事業における河川協議書添付図面について、貸与資料の GIS データを基に以下の図面を修正する。 ・一般計画図：2 枚 ・用水系統図：2 枚	1 式	
3. 矢作古川の水収支計算に係る検討			
3-1. 矢作古川の古川頭首工地点流量の検討	過年度業務成果の矢作古川の取水可能量の検討結果を踏まえ、矢作古川の古川頭首工地点流量の再現検討を行う。 再現は、矢作川農業水利事業の水利使用の計画基準年 (昭和 22 年) から至近年 (R6 年) とする。 再現方法は、以下を想定している。 ① 矢作川木戸地点流量を用いた換算式 (1976 年 (S51) ～至近年 (R6 年)) ② 矢作川岩津地点流量を用いた換算式 (1947 年 (S22) ～至近年 (R6 年)) ③ 矢作川木戸地点及び岩津地点との相関について、存在するデータの範囲内で検討する。 ④ 矢作川木戸地点及び岩津地点の相関から、①及び②の結果の妥当性の考察を行う。	1 式	
3-2. 水収支計算プログラムの修正	過年度業務成果の矢作古川の取水可能量の検討結果を踏まえ、既存の水収支計算プログラムの修正を行う。	1 式	

作業項目	作業内容	数量	備考
3-3. 水収支計算の実施	現行水利権(平成 29 年 12 月同意)及び変更水利権(令和 7 年 3 月時点)の用水計画諸元において、矢作古川自流取水導入前後の水収支計算を行い、取水量及び河川流量の変化量を確認する。計算年は、計画基準年(S22 年) から至近年(R6 年)とする。	1 式	
4. 関係機関調整に係る資料作成	上記「3. 矢作古川の水収支計算の検討」における関係機関(河川管理者)との調整に係る資料作成を行う。 関係機関との調整は、それぞれ2回を想定しており、①検討前段階(検討方法)、②検討結果の段階とする。	1 式	
5. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

(別紙ー1 河川協議状況資料)

河川協議地区	内 容	備 考
矢作川農業水利事業	【河川協議書】 1. 河川名称～6. 工作物及び土地の占用において、吉良古川頭首工に係る記載を削除する。 水利使用（変更）協議理由書において、吉良古川頭首工に係る記載を削除する。 貸与資料（令和7年度 矢作川沿岸地区河川協議資料等整理業務）より、取水量等を確認し必要な修正を行う。 【河川協議書添付図書】 貸与資料（令和7年度 矢作川沿岸地区河川協議資料等整理業務）より、用水諸元及び取水量等を確認し必要な修正を行う。 ロ. 使用水量の算出根拠 4.4 冬期用水の算定における、ポンプ配水にかかわる配水管理用水を削除する。	